

令和8年7月21日

第26期

第1回 農業委員会総会

議 事 録

苫小牧市農業委員会

令和8年7月21日午後2時00分、第26期第1回苫小牧市農業委員会総会を市役所9階91会議室において招集したが、出席した委員及び議事の内容は次のとおり。

農業委員	寒河江 一 富
	今 泉 宏 治
	早 勢 光 明
	野 村 真理子
	嶺 野 眞 弓
	堀 勝
	中 岡 亮 太

事務局	武 田 局 長
	三 澤 次 長
	中 山 主 査
	高 崎 主 事
	竹 澤 主 事

参 与	木 村 副 市 長
	小 名 部 長

武田局長 定刻になりましたので、ただいまから第26期第1回苫小牧市農業委員会総会を開会いたします。

なお、本日の総会は、委員の改選後に行われる最初の総会であることから、農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づきまして、市長に招集いただいております。

また、会議の成立については、苫小牧市農業委員会会議規則第6条で、会議は委員の過半数が出席しなければ開くことが出来なくなっておりますが、本日は委員数7名全員が出席しておりますので、会議が成立したことをご報告いたします。

それでは、本日の総会を招集いただきました木村副市長よりご挨拶のほどよろしく願いいたします。

木村副市長 第26期第1回農業委員会の総会ということでございますが、法律に基づき設置されている農業委員会でございますが、農地をはじめ、農業政策を取り巻く様々な案件、或いは問題等々に関しましてご審議をいただく場になります。それぞれの立場から、それぞれの議題について、忌憚のないご意見をいただき、方向性を決めていかなければならない委員会になりますので、よろしくお願いいたします。

武田局長 ありがとうございます。それでは、臨時議長の選任につきまして、事務局よりお諮りいたしますが、苫小牧市農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が議長になることになっておりますが、会長が選任されます間、地方自治法第107条の規定を準用し、最年長の委員の方に臨時議長を務めて頂きたいと存じますが、いかがでしょうか。

(各委員から「異議なし」との声あり)

それでは、最年長の委員は嶺野委員さんですので、臨時議長をお願いいたします。

臨時議長 臨時議長という大役をおおせつかりましたが、皆様のご協力を得まして責務を果たしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日は、第1回の総会でございますので苫小牧市農業委員会会議規則第7条の規定に基づき、あらかじめ抽選により決定した議席を報告いたします。事務局報告願います。

武田局長 先ほど抽選をしていただきました議席を報告いたします。
1番、野村委員、2番、早勢委員、3番、嶺野委員、4番、今泉委員、

5 番、中岡委員、6 番、寒河江委員、7 番、堀委員、以上でございます。

臨時議長 引き続きまして、委員各位の自己紹介を1番委員さんより順次お願いいたします。

＜議席順に自己紹介、最後に臨時議長自己紹介＞

臨時議長 引き続きまして、産業経済部長、農業委員会事務局職員の方々も自己紹介をお願いいたします。

＜産業経済部長自己紹介、農業委員会事務局職員自己紹介＞

次に、本日の総会の議事録署名委員に1番野村委員と2番早勢委員を指名いたします。

武田局長 ここで、木村副市長、産業経済部長は他の用務により、退席されますのでご了承願います。

＜木村副市長・産業経済部長退席＞

臨時議長 それでは、第1回苫小牧市農業委員会総会の議案審議に入ります。議案第1号「会長の互選について」議題といたします。

では、議案第1号「会長の互選について」事務局より説明してください。

武田局長 議案第1号「会長の互選について」ご説明いたします。

農業委員会等に関する法律第5条の規定に基づき、農業委員会に会長を置くことになっております。その選出方法は同条第2項で委員が互選した者をもって充てるとしてあります。

また、その職務は同条第3項で委員会の会務を総理し、農業委員会を代表することになります。

なお、会長の職に就かれますと北海道農業会議の会員もお願いすることになりますので、よろしくお願い申し上げます。

臨時議長 会長の互選について、お諮りいたします。

互選の方法について、ご意見を伺います。

中岡委員 人数も少ないので、指名推薦の方法でどうでしょうか。

（各委員から「異議なし」との声あり）

臨時議長 異議なしと認め、指名推薦で行うことに決定いたしました。

どなたか指名される委員はいらっしゃいますか。

中岡委員 今泉委員を推薦したいと思います。

（各委員から「異議なし」との声あり）

臨時議長 ただ今、委員各位から農業委員会会長に今泉委員を推薦して頂きま

したが、これにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」との声あり)

異議なしと認めます。よって今泉委員が会長に選任されました。

では、こちらの会長席でご挨拶をお願いしたいと存じます。

会 長 第25期に引き続き、第26期の3年間、会長の職務を引き受けさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

第25期の改選時には、私達の先輩の委員が複数名おりましたが、退任されまして、第25期を通して皆さんに支えられ、このメンバーで第26期を迎えました。皆さんからますます活発なご意見をいただきながら進めて参りたいと思います。よろしくお願いいたします。

臨時議長 ありがとうございます。以上で臨時議長としての私の任務を終わりますが、委員各位のご協力によりまして、無事責務を果たすことができましたことを心から感謝申し上げます。

<議長交代>

会 長 臨時議長さん大変ご苦労様でございました。引き続きまして、議案第2号「会長職務代理者の互選について」事務局より説明してください。

武田局長 議案第2号「会長職務代理者の互選について」ご説明いたします。
会長の互選と同様に、農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定に基づき、会長が欠けたとき、又は事故がある時は、委員が互選した者がその職務を代理すると規定されております。以上でございます。

会 長 それでは、互選の方法についてお諮りいたします。

互選の方法について、ご意見を伺います。

寒河江委員 先ほどと同様に、指名推薦の方法は如何でしょうか。

(各委員から「異議なし」との声あり)

会 長 異議なしと認め、指名推薦で行うことに決定いたしました。

どなたか指名される委員はいらっしゃいますか。

寒河江委員 野村委員を推薦したいと思います。

(各委員から「異議なし」との声あり)

会 長 ただ今、委員各位から会長職務代理者に野村委員を推薦して頂きましたが、これにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」との声あり)

異議なしと認めます。よって野村委員が会長職務代理者に選任され

ました。

では、会長職務代理に選任されました野村委員からご挨拶をお願いしたいと存じます。

会長職務代理 第25期に続きまして、今泉会長と一緒に会長職務代理を引き受けさせていただきます。まだまだ力不足なので、皆さんと協力し合いながら3年間頑張っていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

会 長 ありがとうございます。

それでは次に、議案第3号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」事務局より説明願ってください。

武田局長 議案第3号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」
～議案書を朗読し内容を説明。

なお、委嘱候補者については、農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定により、農地利用最適化推進委員は農業委員会が委嘱することになっていることから、農業委員会の承認を賜りたいと思います。

会 長 ただいまの議案第3号について、ご意見、ご質問はございませんか。
(各委員から「ありません」との声あり)

特に無いようですので、質疑を終了してよろしいですか。

(各委員から「はい」との声あり)

それでは、議案第3号については、原案のとおり決定してよろしいですか。

(各委員から「はい」との声あり)

それでは、議案第3号については、原案のとおり、可決いたしました。

次に、議案第4号「農地所有適格法人要件の確認について」2件ありますので、一括して事務局より説明してください。

中山主査 議案第4号「農地所有適格法人要件の確認について」

～議案書及び確認書を朗読し内容を説明

会 長 ただいまの議案第4号「農地所有適格法人要件の確認について」一括してご意見、ご質問はございませんか。

(各委員から「ありません」との声あり)

特に無いようですので、質疑を終了してよろしいですか。

(各委員から「はい」との声あり)

それでは、議案第４号については、原案のとおり、決定してよろしいですか。

（各委員から「はい」との声あり）

それでは、議案第４号については、原案のとおり、可決いたしました。

次に、議案第５号「農用地利用集積等促進計画（案）の策定について」事務局より説明してください。

中山主査

議案第５号「農用地利用集積等促進計画（案）の策定について」～議案書及びチェックシートを朗読し内容を説明。

以上でございます。

会 長

ただいまの議案第５号「農用地利用集積等促進計画（案）の策定について」ご意見、ご質問はございませんか。

（各委員から「ありません」との声あり）

特に無いようですので、質疑を終了してよろしいですか。

（各委員から「はい」との声あり）

それでは、議案第５号については、原案のとおり、決定してよろしいですか。

（各委員から「はい」との声あり）

それでは、議案第５号については、原案のとおり、可決いたしました。

次に、その他（１）「農地法第５条の規程による一時転用事業の完了について」事務局より説明してください。

中山主査

その他（１）「農地法第５条の規程による一時転用事業の完了について」

～議案書を朗読し内容を説明。

会 長

ただいまのその他（１）「農地法第５条の規程による一時転用事業の完了について」何かご質問ございますか。

（各委員から「ありません」との声あり）

特に無いようですので、その他（１）を終了します。

次に、その他（２）「(株) ■■■■■の「農地面積」について」事務局より説明してください。

中山主査

その他（２）「(株) ■■■■■の「農地面積」について」

～議案書を朗読し内容を説明。

会 長

ただいまのその他（２）「(株) ■■■■■の「農地面積」について」

何かご質問ございますか。

(各委員から「ありません」との声あり)

特に無いようですので、その他(2)を終了します。

次に、その他(3)「第26期第2回農業委員会総会の開催について」事務局より説明してください。

中山主査 その他(3)「第26期第2回農業委員会総会の開催について」～8月28日(金)開催予定。

会 長 ただいま事務局から説明があったとおりとしてよろしいですか。

それでは、第2回総会は、8月28日(金)に開催することに決定いたしました。

その他、事務局から何かございますか。

中山主査 ありません。

会 長 その他、委員の方から何かございませんか。

(各委員から「ありません」との声あり)

特に無いようですので、総会を閉じてよろしいですか。

(各委員から「はい」との声あり)

それでは第26期第1回農業委員会総会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

(午後2時30分閉会)

以上、会議の顛末を記録し、後日に証するためここに署名捺印する。

議 長 印

委 員 印

委 員 印